

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第1条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外)	(適用除外)

第52条 略

2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1)・(2) 略

(3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

第52条 略

2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1)・(2) 略

(3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(他の制度との調整)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。</p>	<p>(他の制度との調整)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。</p>

(1) 略

(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第117条第1項に規定する
免許漁業原簿及びその附属書類

(1) 略

(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する
免許漁業原簿及びその附属書類

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。